

1 授業料について

都立高等学校では、義務教育とは異なり、原則として授業料を納入していただくことになります。

(1) 授業料額・納入回数・納入時期

授業料額(定時制年額)	納入回数	納入時期
32,400円	2回	6月末(年額の3/12 8,100円 4～6月分)
		9月末(年額の9/12 24,300円 7～3月分)

(2) 就学支援金について

就学支援金制度とは、国・都が上記(1)の金額の全額またはその一部を保護者に代わり負担する制度です。

<対象者>

- ① 保護者等の「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が30万4,200円未満の者

注：「区市町村民税の課税標準額」及び「区市町村民税の調整控除の額」は、(非)課税証明書等で確認できます。

- ② 高等学校等に在学をする生徒で、日本国内に住所を有する者
③ 高等学校等を卒業又は修了したことの無い者
④ 高等学校等の在学期間が通算して36月を超えていない者

定時制・通信制に在学する期間は4分の3として計算する。(ただし、支給停止期間は除く。)

(3) 授業料減免制度について

上記(2)の就学支援金制度に申請し、所得要件により対象外となった世帯については、授業料免除制度に申請することで、**授業料が実質無償化**になります。

2 学校徴収金について

学校徴収金は、積立金、生徒会費、及び給食費で構成され、次のとおり、納入していただきます。

積立金は、教科書代や修学旅行等に支出します。また、生徒会費は部活動や生徒会活動費に充てられます。

(1) 令和6年度 学校徴収金納入金額（第1学年）※参考

区分	積立金	生徒会費	合計	納入期限
第一期 (入学時)	30,000	3,000	33,000	3月11日(月) (郵便局で納入)
第二期	10,000	0	10,000	7月16日(火)
第三期	10,000	0	10,000	10月15日(火)
合計	50,000	3,000	53,000	年間徴収予定額 (給食受給の場合)

(2) 納入方法

① 入学時納入金（第一期）

学校徴収金は、「払込取扱票」により、最寄りの郵便局（窓口又はATM）で納入してください。

② 第二期以降

ゆうちょ銀行口座から口座振替にて納入していただきます。

(3) ゆうちょ銀行口座登録について

第二期以降の学校徴収金は、ゆうちょ銀行の口座振替にて納入していただきますので、別紙「自動払込利用申込書」により口座登録をお願いいたします。

学校徴収金の口座振替はゆうちょ銀行のみの取扱いとなりますので、現在ゆうちょ銀行口座をお持ちでない方は、恐れ入りますがゆうちょ銀行総合口座を御準備ください。

(4) 給付型奨学金

給付型奨学金制度は、家庭の経済状況に関わらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を、東京都が保護者に代わり支払う制度です。保護者の所得等一定基準を満たす場合に対象となります。

(5) 奨学のための給付金制度

奨学のための給付金制度とは、授業料以外の教育に必要な経費（学校徴収金、学用品、入学通学用品等）の保護者負担を軽減するための制度です。保護者の所得等一定基準を満たす場合に給付金が支給されます。

注意： 学校徴収金の納入が免除されるものではありません。

＜対象者＞

- ① 保護者が都内に居住している方
- ② 生活保護受給世帯又は区市町村民税所得割額及び都道府県民税の所得割額が世帯で0円（非課税）※保護者が2名いる場合は、2名とも非課税であること
- ② 高等学校等就学支援金の受給要件を満たす方

3 給食について

都立松原高等学校定時制課程は、全員受給を原則とした給食があります。本校の給食時間は、授業開始前の午後5時から午後5時45分までです。栄養士が栄養のバランスを考え、バラエティ豊かなメニューで食事を提供しています。

また、お仕事などの御都合に合わせ、予約・取消ができます。

(1) 「給食（受給・辞退）届」の提出について

受給を原則としていますが、希望により辞退を認めています。別紙「給食（受給・辞退）届」により受給の有無を確認しますので、必ず提出してください。

また、学年途中からでも給食の「受給・辞退」の変更ができます。学級担任に申し出て、再度「給食（受給・辞退）届」を提出してください。

なお、給食を再受給される場合は事前に給食費を納入していただきます。

(2) 給食予約について

給食は予約制です。予約は基本的に前月中が締め切りですが、新入生の4月分の予約については「給食予約申込書（4月分）」を提出することで4月から受給可能です。

5月以降の給食予約は「給食カード」を使って給食室で行います。具体的な方法は、入学後に御説明します。

(3) 給食費について

令和6年度より給食費負担軽減事業が開始され、給食において**保護者が負担する費用はゼロ**となります。